

# COP27企業が知っておきたい国連による「ネットゼロの定義提案書」 ～業界団体のロビー活動やクレジットにご注意～



©WWF Japan

2023年1月25日  
WWFジャパン 専門ディレクター(環境・エネルギー)  
昭和女子大学特命教授、京都大学院特任教授  
小西雅子

COP27エジプト  
シャルムエルシェイク会議にて  
(2022年11月)

# 小西 雅子 WWFジャパン 専門ディレクター（環境・エネルギー）

- 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授(2017年～)
- 京都大学大学院総合生存学館特任教授(2022年～)
- 博士（公共政策学・法政大院）・修士（ハーバード大院）、気象予報士

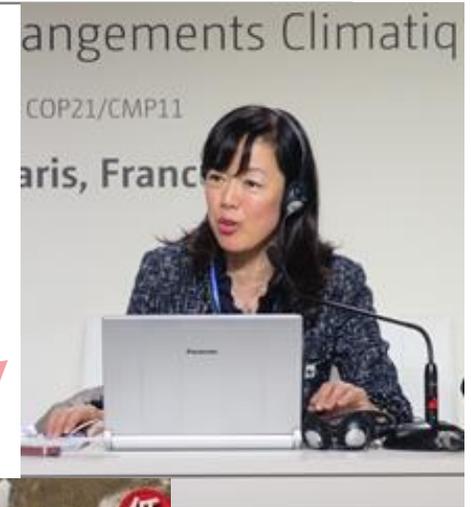
## ● 略歴

- 中部日本放送アナウンサーなどを経て、2005年9月から現職。
- 専門は国連における気候変動国際交渉及び国内外の環境・エネルギー政策
- 2002年国際気象フェスティバル「ベスト気象キャスター賞」受賞

- 環境省中央環境審議会委員

## ● 主な著書

- 『気候変動政策をメディア議題に』 著（ミネルヴァ書房2022）
- 『地球温暖化を解決したい エネルギーをどう選ぶ？』 著（岩波書店2021）
- 『Routledge Handbook of Environmental Journalism, Part IV: Environmental Coverage in Asia and Australia; 25. The status and Future of Environmental Journalism in Japan』 共著 2020
- 『地球温暖化は解決できるのか～パリ協定から未来へ！～』 著（岩波書店2016）





# COP21パリ会議（2015年）『パリ協定』 2020年に始動！



パリ協定前 気候変動対策に取り組んでいるか、否か



パリ協定後 気候変動対策に取り組むのは当たり前  
“どのように”脱炭素化を実施しているか

真に削減効果のある行動か、グリーンウォッシュ(やっている振りの見せかけ)か？

# COP27（第27回気候変動枠組条約締約国会合）の構造



## COP27の公式な成果

### 本来の国際ルール作りの場COP



SB  
補助機関会合  
(年2回)

SBI：実施に関する補助機関  
SBSTA：科学上及び技術上の助言に関する補助機関

### ホスト国の主導宣言

- ・ 各国首脳サミット開催
- ・ 様々な国際宣言主導  
COP26[グラスゴー気候合意]
  - ・ 森林破壊の阻止
  - ・ 脱石炭連盟
  - ・ メタン排出量削減

COP27注目：グテーレス主導  
「非国家主体の排出量正味ゼロ・コミットメントに関するハイレベル専門家グループ」

### 街中の気候マーチ 国際NGO化石賞



COP26  
日本化石賞受賞



COP26グラスゴー  
気候マーチ

### 様々な非国家アクターの 国際連盟の脱炭素宣言の場

- 例
- ・ PPCA (Powering Past Coal Alliance) 脱石炭に向けたグローバル連盟
  - ・ GFANZ (Glasgo Financial Alliance for Net Zero)  
機関投資家の主要なネット・ゼロ団体を結集する連合で、130兆ドル(約1京7,500兆円)の資産を有する450社以上の金融機関が参画



日本からJCI（気候変動イニシアティブ）も参加！

# COP27の成果（損失と損害COPに）

## 1. 【COP内】 損失と損害（ロス&ダメージ） COP

温暖化の悪影響に脆弱なアフリカで実施されるCOP. ホスト国エジプトはロスダメを前面に打ち出し、結果として**損失と損害のための新基金**が設立されることになった

## 2. 【COP内】 緩和の強化（2030年削減目標の全体的な強化）

1. 5度に抑えるためにはいまだ足りない2030年の削減目標を強化する要請が必要だったが、COP26を上回る成果なし。**化石燃料全体の段階的廃止/削減**を提言する国々が80ヶ国に上ったが、合意に入らず

## 3. 【COP外】 非国家アクターの活発な発表大会

**注目！** グテーレス主導の国連による「**ネットゼロの定義**」（非国家主体の排出量ネットゼロ・コミットメントに関するハイレベル専門家グループによる提言）が発表され、GFANZをはじめとする機関投資家に多大なる影響

# 企業が知っておきたい！COP27結果ポイント

## 1. 「損失と損害」に対する新基金設立決定

1. 1. 防災・減災技術を持つ日本企業に商機拡大



1. 2. 損失と損害リスクを(TCFD等の) 物理的リスクに加味する必要性

1. 3. 化石燃料関連企業は訴訟リスクも視野に

## 2. エネ危機の中でも、化石燃料フェーズアウト/フェーズダウンの議論白熱

2. 1. 石炭火力の廃止方針は揺るがず、ますます強まっていることを覚悟



2. 2. ガスにも、削減や廃止の方向に迫られることを認識する

2. 3. unabated(削減策を講じていない) について、日本独自が通用するか？

## 3. 1.5度に抑えることは揺るがず



3. 1. 1.5度に抑える科学に沿った短中期の目標を設定しているかがますます重要

3. 2. ダイナミックに変化している新興国の姿勢変化の兆しを注視すること

## 4. 機関投資家が参照するネットゼロの国連基準発表

4. 1. 日本独自のトランジションは通じない可能性に留意して世界基準にアップデート



4. 2. 自社目標にクレジットによるオフセットはダメ、高品質クレジットは高度な知見必要

4. 3. 業界団体による政府への渉外業務(ロビー)で気候エネ政策に反対していないか？

# 交渉外：躍動する非国家アクターの国際連盟



気候行動連盟ACA：日本を含む10か国が参加する非国家アクターの国際連盟



脱石炭連盟PPCAの5周年記念



©WWF Japan

COP26(2021)で設立された脱石油・ガス連盟BOGA

- 今回のCOP27にはCOP会議の歴史上過去二番目に多い約4万人が参加
- 政府関係者のみならず、非国家アクターと呼ばれる都市や企業、機関投資家などが大挙して参加し、国を超えた連携で脱炭素の取組を競って表明
- 特に機関投資家集団が企業の脱炭素化を評価する基準を次々発表しているのに注目
- 今や企業が脱炭素に取り組むのは当たり前、その内容が真の脱炭素化へ向かうのか、それともグリーンウォッシュ（見せかけの取組）かが問われている
- COP会議はこれら世界の脱炭素化の動向を一堂に俯瞰する場。日本企業にもぜひ注視を！

# ネットゼロ宣言は「質」が問われる時代へ

国連ハイレベル専門家グループから、

非国家アクターによる「**ネットゼロ宣言**の信頼性と透明性に関する提言書」を発表（2022/11/8）



1. ネットゼロ宣言の発表
2. ネットゼロ目標の設定
3. ボランタリークレジットの使用
4. 移行計画の策定
5. 化石燃料の段階的廃止と  
再生可能エネルギーの拡大
6. ロビイングとアドボカシーの整合
7. 公正な移行における人々と自然
8. 透明性と説明責任の向上
9. 公正な移行への投資
10. 規制導入に向けた加速

① ネットゼロに向かう科学に沿った削減目標を5年ごとなどの短期、中期、長期に出すこと

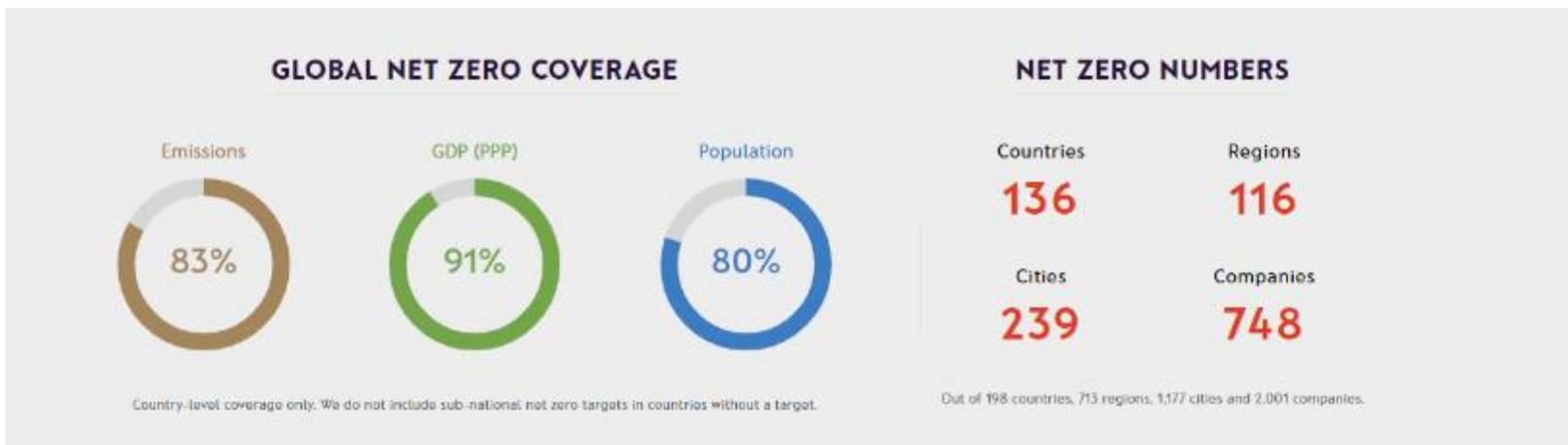
② 自社の削減目標達成にカーボンクレジットを利用することはできない。ただし高品質クレジットに限って自社のバリューチェーン外で利用してもよい

③ 政府などに対して、自社のみならず業界団体を通じても野心的な温暖化政策に反対してはならず、政策を推進すること

出典: Integrity matters: Net zero commitments by businesses, financial institutions, cities and regions

<https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/high-level-expert-group-update7.pdf>

# 2050年までのネットゼロ約束が世界の主流



- 2050年までのネットゼロを約束する国・地域・都市・企業は、世界の排出量の8割以上を占めるまでに急増

出典：<https://zerotracker.net/>  
(2022/8/15現在)



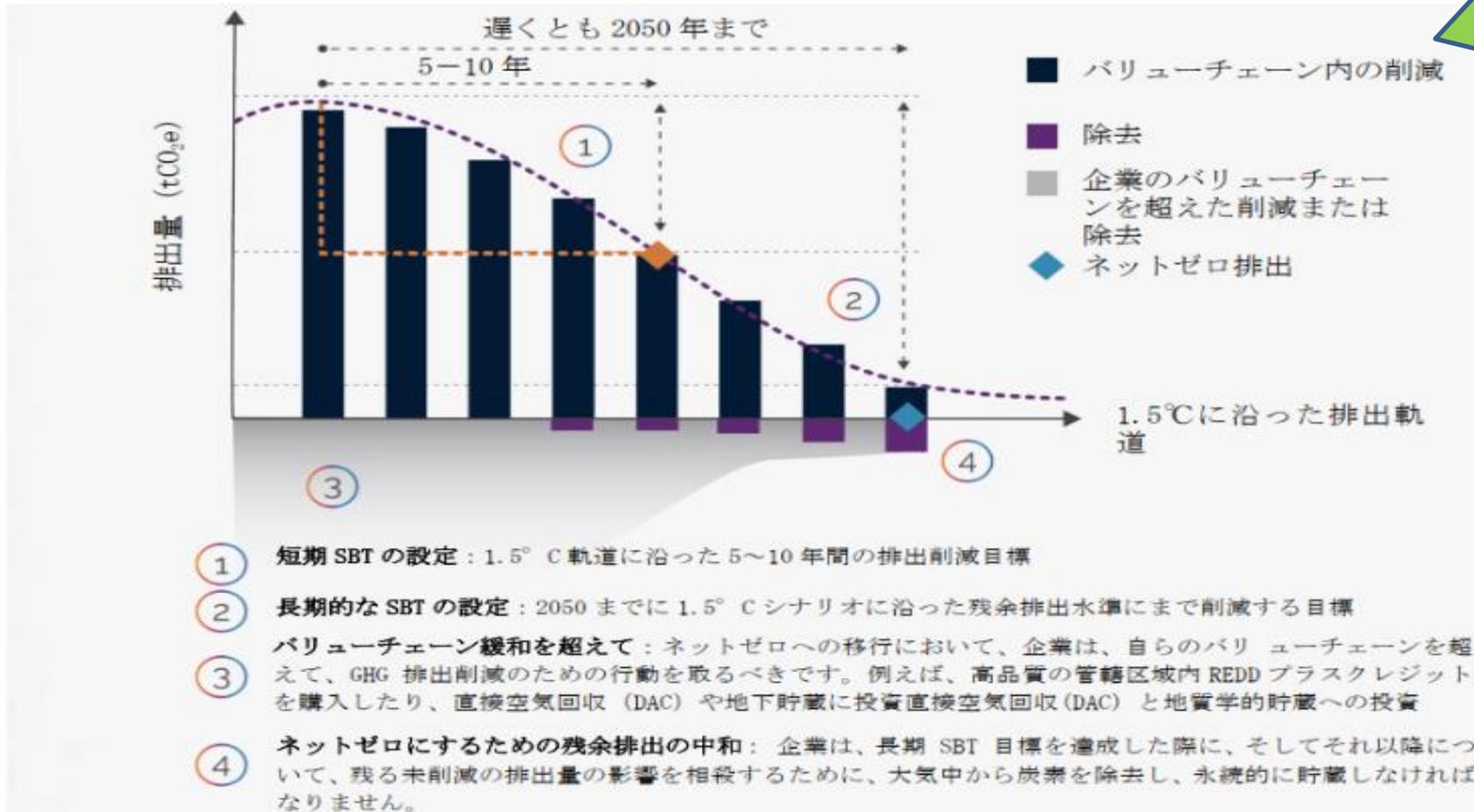
- 世界のMSCI ACWIインデックス内の大手上市企業2900社のうち、49%が脱炭素目標を持ち、約31%は、2050年までのGHGネットゼロ目標を持つ

出典:MSCI Net zero tracker 2022  
<https://www.msci.com/documents/1296102/26195050/NetZero-Tracker-June2022.pdf>

# ① 科学に沿った削減目標を持つこと: SBTi 企業ネットゼロ基準 (2021年10月発表)

SBTiとは、パリ協定が求める水準と科学的に整合した温室効果ガス削減目標を企業が持つことを認証する国際イニシアティブ事務局: 国連グローバルコンパクト、CDP、WRI、WWF

図2 ネットゼロ基準の主要な要素



科学的にパリ協定目標に整合する目標を持ち、緩和のヒエラルキーに沿って自社の排出を削減することが最重要

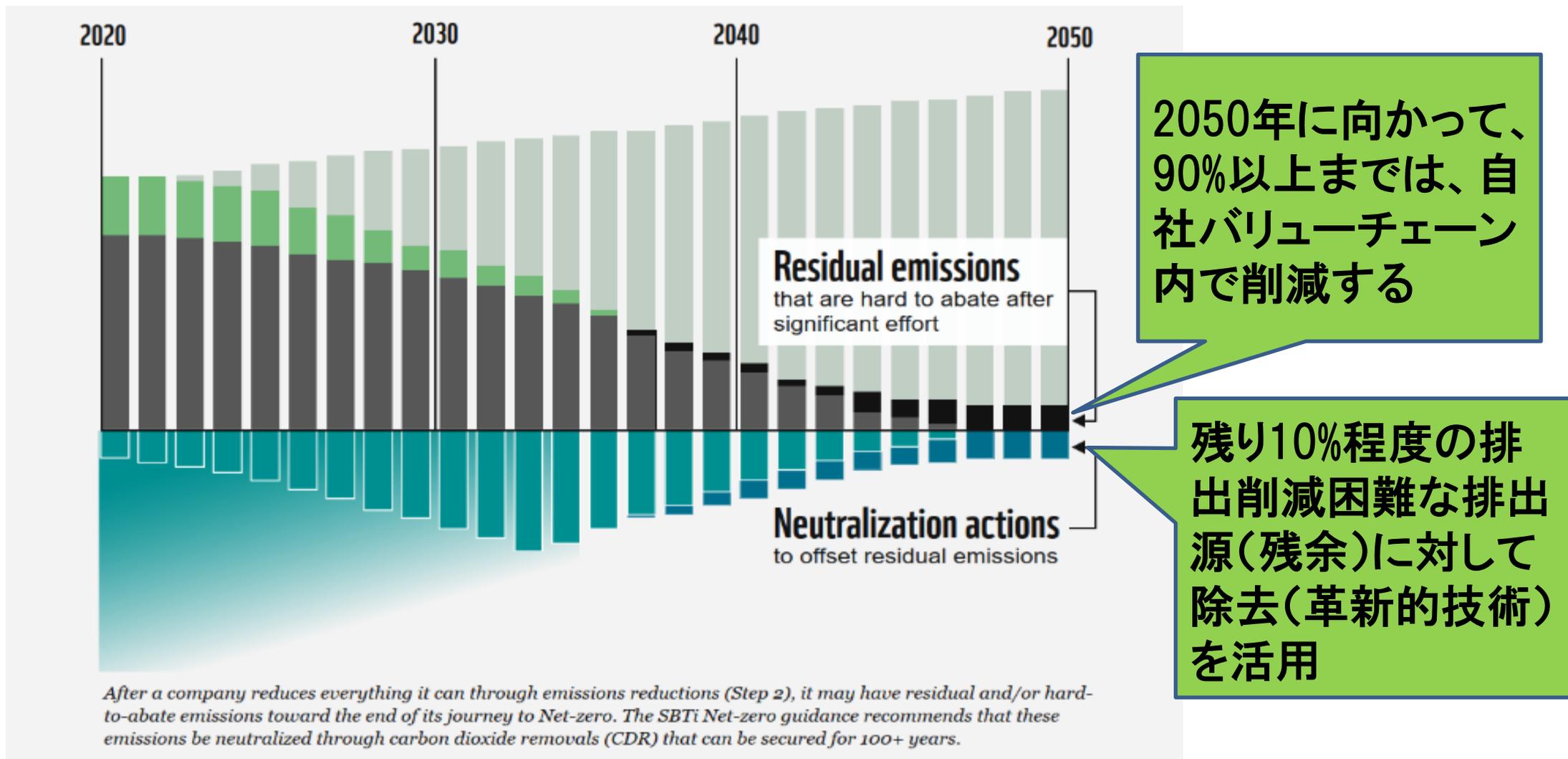
- SBTiでは、自社の目標達成にクレジット使用は認めていない

※バリューチェーンを超えた排出にのみ、高品質クレジット購入を認める

出典: SBTi 企業ネットゼロ基準 CDPジャパン他翻訳

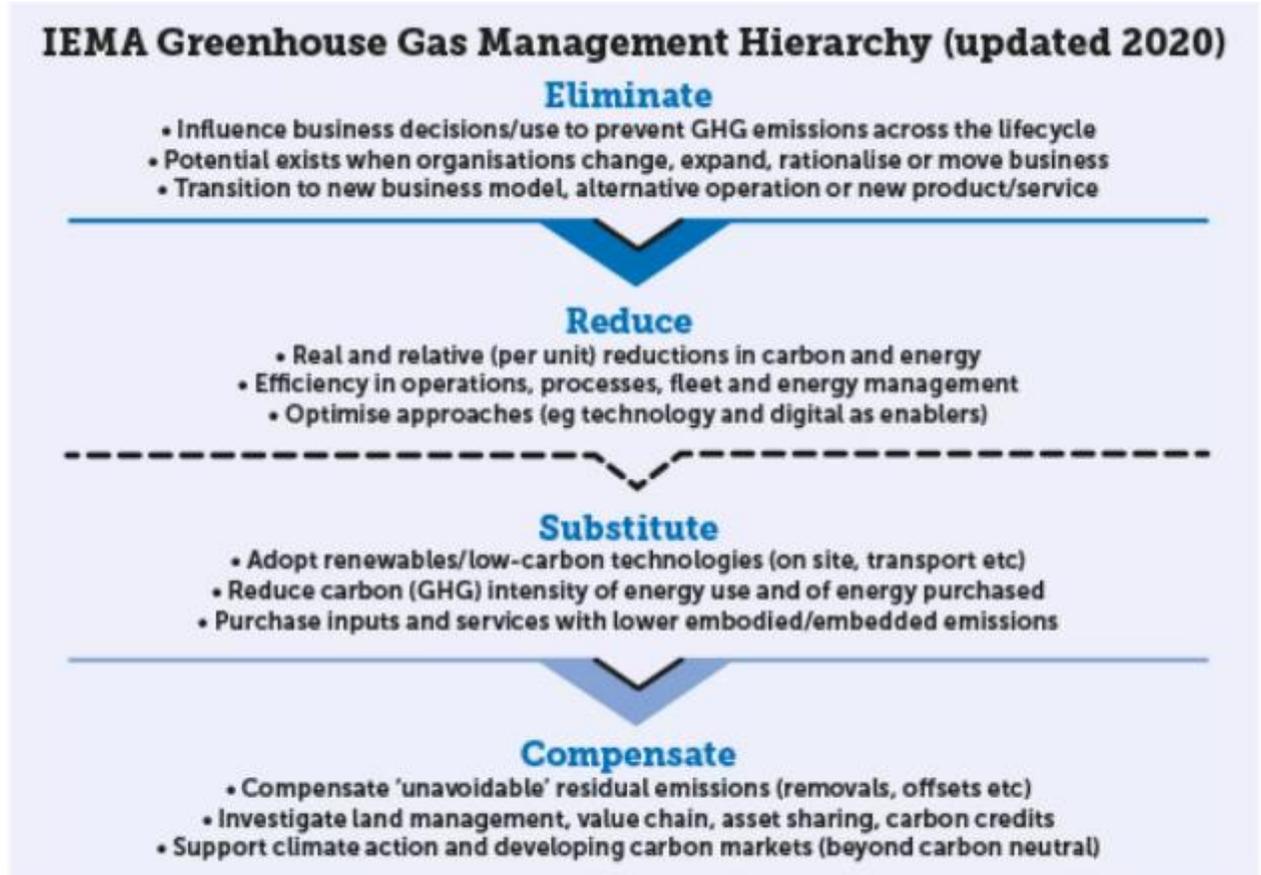
[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/files/tools/Net-Zero-Standard\\_v1.0\\_jp.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/Net-Zero-Standard_v1.0_jp.pdf)

## ② 自社目標にはクレジットは使ってはならない SBTiでは、2050年に向かって必要となる除去に対しては、“貢献”の考え方



# 緩和のヒエラルキーに沿って、自社の排出を削減することが最重要

1. 科学に沿った削減経路の目標設定
2. エネルギー消費を削減する
3. 脱・低炭素エネルギーへの代替
4. 補償する(オフセット含む)

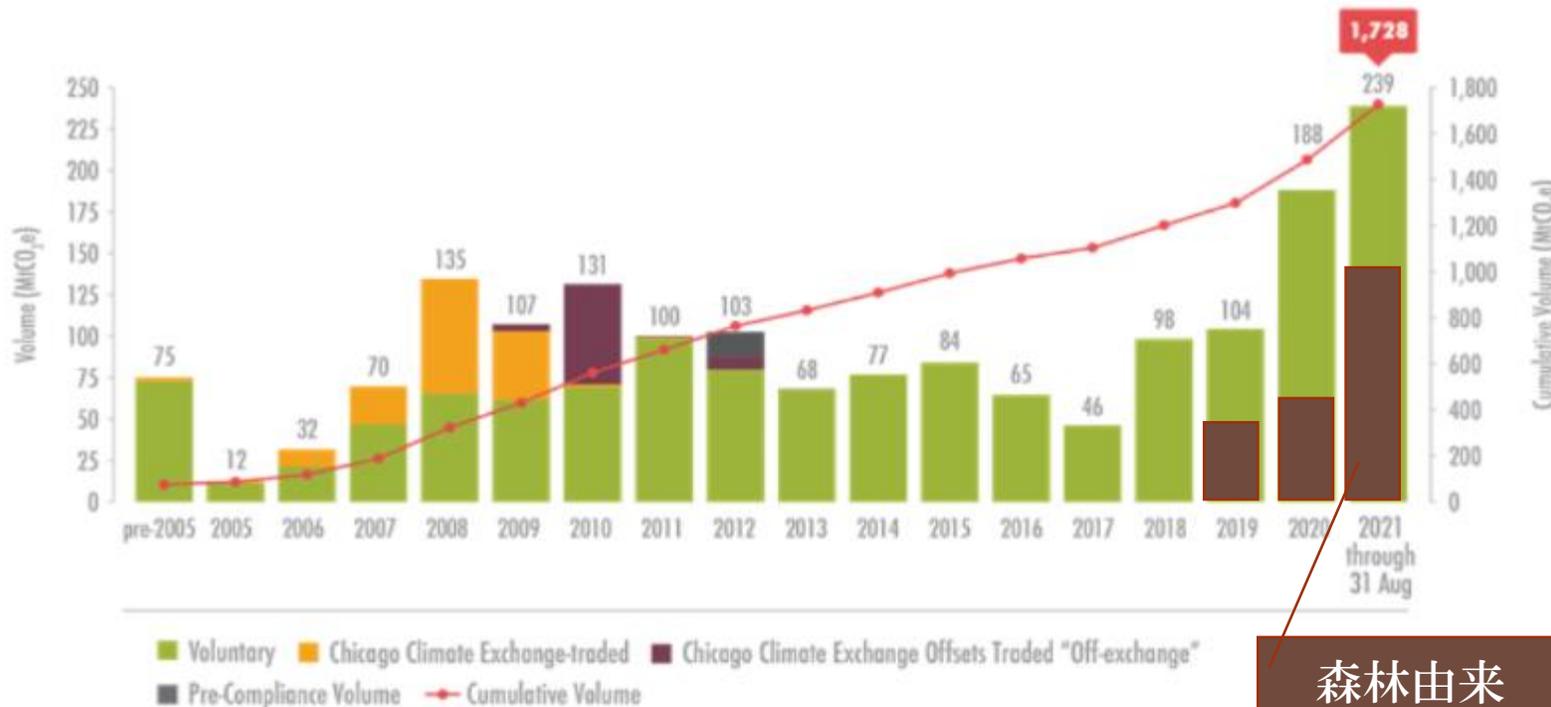


Updated from original IEMA GHG Management Hierarchy, first published in 2009

参考文献：IEMA, Greenhouse Gas Management Hierarchy

<https://www.iema.net/articles/ghg-management-hierarchy-updated-for-net-zero>

# カーボンクレジットはあくまで脱炭素化への補助的な機能だが、 脱炭素化目標達成の手段として重宝がられるように



・カーボンクレジット取引とは、ある国で実施した排出削減プロジェクト(省エネ、再エネ、植林、森林減少防止等)で削減された排出クレジットを購入して自らの排出量を相殺する仕組み

・民間クレジットの取引量は増加中で、中でも森林由来のクレジットは著しく増加

森林由来  
クレジット

Source: Ecosystem Marketplace, a Forest Trends Initiative.

Note: Volumes are calculated from EM Respondents that reported trade data as of 31 August 2021. Throughout the remainder of 2021 and beyond as more organizations report to EM for the first time, and as existing EM Respondents report new transactions, these figures for 2020 and 2021 will likely continue to update. This will be reflected in future installments of EM's SOVCM report and on the EM Data Intelligence & Analytics Dashboard (<https://data.ecosystemmarketplace.com>).

出典：Ecosystem Marketplaceから森林由来クレジット量を筆者加筆  
※データ不足により2019~2021年のみ追記

# 安易なカーボンクレジット活用はむしろ叩かれる？

## グリーンウォッシュ(見せかけの環境配慮)にご注意

- ・カーボンニュートラルをうたう製品が増えている(CNガスなど)
- ・特に植林や熱帯雨林の減少を防ぐ森林系のクレジットで相殺することが日本企業に人気
- ・せつかくの環境重視の行動がむしろ叩かれるきっかけに？

# 特に森林由来クレジットは課題が多い → グリーンウォッシュ??

- ・たとえば、熱帯雨林減少を防止するプロジェクトでは、クレジットが過大に発行されがちなこと
- ・5年以上も前の古いクレジット(排出削減効果が定かではない)ものが安く売られ、出回っている
- ・クレジットの公的認証の議論は道途上
- ・熱帯雨林保全は、現地の生物多様性や人権保護も問われて、日本国内からの確認は容易ではない
- ・クレジット活用のオフセットは必ずしも評価されない

**大事なものは、パリ協定「脱炭素化」の基本から考えること！**

# 排出枠取引市場(コンプライアンス市場)がまだない日本では、 民間クレジットの自主的な目的が主

- クレジットの種類(省エネ、再エネ、植林農業関連、熱帯雨林減少防止(REDD+)等  
京都議定書時代(2008~2012)のクレジット(ゾンビクレジットともいわれる)
- **非常に複雑で、真に効果のあるクレジット(=地球全体で削減する)を見極めるのは簡単ではない**
- クレジットの品質が問われる、どうやってみるか？
  1. 評価する認証機関が認めたもの → 玉石混交
  2. 様々なボランタリークレジットの品質を保つイニシアティブが立ち上がり、議論中 → まだ議論途上
    - パリ協定6条(6条4項監督委員会等)
    - SBTi(Science Based Targets Initiative)
    - VCMI(Voluntary Carbon Market Integrity Initiative)自主的炭素市場十全性イニシアティブ
    - ICVCM(Integrity Council for the Voluntary Carbon Market)自主的炭素市場のための十全性評議会

**複雑怪奇だが、重要なことは  
パリ協定に沿って削減が進んでいくかを自ら考えること**

# カーボンプライシングの全体像

国内	<div data-bbox="165 178 351 235" data-label="Section-Header"> <h2>炭素税</h2> </div> <div data-bbox="191 249 1082 335" data-label="Text"> <p>▶ 燃料・電気の利用 (= CO2の排出) に対して、その量に比例した課税を行うことで、炭素に価格を付ける仕組み</p> </div> <div data-bbox="165 357 484 414" data-label="Section-Header"> <h2>国内排出量取引</h2> </div> <div data-bbox="191 428 1082 556" data-label="Text"> <p>▶ 企業ごとに排出量の上限を決め、「排出量」が上限を超過する企業と下回る企業との間で「排出量」を売買する仕組み ▶ 炭素の価格は「排出量」の需要と供給によって決まる</p> </div> <div data-bbox="165 578 433 635" data-label="Section-Header"> <h2>クレジット取引</h2> </div> <div data-bbox="191 642 1745 942" data-label="Text"> <p>▶ <b>非化石価値取引</b>：再生可能エネルギー（太陽光・風力等）・原子力といった化石燃料でない（非化石）エネルギーがもつ価値を売買するもの ▶ <b>Jクレジット</b>：先進的な対策によって実現した排出削減量を「クレジット」として、売買できるようにするもの ▶ <b>JCM（二国間クレジット制度）</b>：途上国と協力して実施した対策によって実現した排出削減量を「クレジット」として、削減の効果を二国間で分け合う制度 ▶ <b>ゼロエミッション車クレジット取引</b>：販売するゼロエミッション車をクレジット化し、自動車メーカーに対し一定比率以上のクレジットの取得を求めるもの（米国ではカリフォルニア州など10州で実施）</p> </div> <div data-bbox="1108 199 1745 628" data-label="Diagram"> </div>	<div data-bbox="1821 207 2305 264" data-label="Section-Header"> <h2>炭素国境調整措置</h2> </div> <div data-bbox="1821 307 2331 406" data-label="Text"> <p>CO2の価格が低い国で作られた製品を輸入する際に、CO2分の価格差を事業者負担してもらう仕組み</p> </div> <div data-bbox="1821 421 2331 556" data-label="Text"> <p>※CO2の価格が相対的に低い他国への生産拠点の流出や、その結果として世界全体のCO2排出量が増加することを防ぐことが目的</p> </div> <div data-bbox="1821 571 2153 606" data-label="Text"> <p>※EU・米国で検討が進行中</p> </div> <div data-bbox="1809 656 2331 892" data-label="Image"> </div>
国際	<div data-bbox="165 978 675 1035" data-label="Section-Header"> <h2>国際機関による市場メカニズム</h2> </div> <div data-bbox="191 1049 1936 1128" data-label="Text"> <p>▶ 一部の国際機関では、市場メカニズムを活用した排出削減戦略に合意 ※国際海事機関（IMO）では炭素税形式を念頭に検討中、国際民間航空機関（ICAO）では排出量取引形式で実施</p> </div>	
社内	<div data-bbox="165 1170 751 1228" data-label="Section-Header"> <h2>インターナル・カーボンプライシング</h2> </div> <div data-bbox="191 1242 1019 1278" data-label="Text"> <p>▶ 企業内で独自に排出量に価格を付け、投資判断などに活用</p> </div>	

# カーボンクレジットのそもそもの目的から考えていこう！

---

## 1. 2050年ネットゼロ、そのために**2030年に約50%の削減を実現すること**

異常気象や海面上昇など温暖化の悪影響が顕在化し、急増

人間活動がその原因

共存するには、気温上昇を1.5度に抑える

2030年までに排出量を半減しなければ、1.5度は不可能になってしまう

今ある技術で、半減は可能(しかも20ドル以下の対策で半分以上可能)

# カーボンクレジットのそもそもの目的から考えていこう！

---

2. カーボンクレジット(1トン単位の排出削減量)の取引は、地球全体で見て純粹に削減にならないと意味がない
3. もし削減につながらない取引ならば、むしろ削減努力に害になる。カーボン取引をやらない方がよい

そもそも企業自ら省エネや脱炭素エネで半減していく事が必要

企業の省エネを進める有効な政策として  
カーボンプライシング(炭素税や排出量取引制度)がある

そのうえでカーボンクレジット取引をするならば、  
真に削減につながるルールでやる必要がある

# パリ協定 6条 3つのメカニズム

## 6条2項(協力的アプローチ)

国外で実施した排出削減・吸収量を自国の削減目標の達成に活用できる制度。二国間、あるいは多国間での分散型の市場メカニズム。日本が提案し実施している二国間クレジット制度(JCM)もこれに含まれる

## 6条4項(国連管理型市場メカニズム)

パリ協定締約国会合の指定する機関によって監督される制度。京都議定書におけるCDM(クリーン開発メカニズム)のような国連管理型の市場メカニズム。暫定的に「6.4条メカニズム」と呼ばれる

## 6条8項 非市場アプローチ

市場を介さない枠組み。持続可能な開発のための緩和、適応、資金、技術移転、能力構築のすべてに関連する。具体的な内容が煮詰まらず

# COP27で決まった6条決定事項(赤字)

## 6条2項 (主要ルール)

- 相当調整の適用方法(単年度・複数年度目標の調整など)
- 他の国際緩和目的へ活用する場合(国際航空船舶部門、民間ボランティアマーケット需要)
- **報告、レビュー、記録とトラッキングのシステム、審査ガイドライン**
- データベース、中央算定報告プラットフォーム

## 6条4項 (主要ルール)

- **6条監督機関(詳細なルールを検討してCOPに提言する期間)の運用規則**
- 参加責任、活動デザイン、方法論
- 承認 (approval and authorization)
- **登録、メカニズム登録簿**
- **利益の一部を適応(5%)と事務経費(SOP)**
- **OMGEの手続き**
- 相当調整 
- 国際緩和目的への活用
- CDMメカニズム活動の移行手続き 
- CERの第一回目のNDCに使用する要件
- 除去 (Carbon Removal) 

相当調整しないクレジットは、  
自国NDC達成のみ使用可能  
⇒ 国外や国際緩和目的にはダメ

6条監督機関で詳細なルール  
をさらに詰めていく

6条監督機関に検討差し戻し

# COP27における6条議論からの示唆

## 6条2項

- Carbon Avoidance(森林減少防止クレジット等)を6条2項のクレジット (ITMO)に含むかは、SBSTAで検討して、COP29 (2024年)に検討する
- ⇒ 森林減少関連クレジットは、議論の先送り

反対が多く、認められるかは疑問

## 6条4項

- Carbon Removal (除去系クレジット)についてはCOP27に監督委員会の提言が出されていたが、差し戻し。
- その定義や方法論について、2023年3月15日までに各国が意見表明し、監督委員会がそれに基づいてCOP28 (2023年)に提言する
- ⇒ 除去系クレジットは、議論の先送り

反対が多く、認められるかは疑問

# クレジットの種類について

表 3 主なカーボン・クレジットを創出するプロジェクトの分類<sup>14</sup>

分類		取組
排出回避・削減	自然ベース	REDD <sup>+15</sup> 、その他の自然保護等
	技術ベース	再生可能エネルギー、設備効率の改善、燃料転換、輸送効率改善、廃棄物管理、CCS等
炭素吸収・炭素除去	自然ベース	植林/再植林、耕作地管理、泥炭地修復、沿岸域修復、森林管理、草地保全等
	技術ベース	Direct Air Carbon Capture and Storage (DACCS)、Bioenergy crops with Carbon Capture and Storage (BECCS)、Enhanced weathering、バイオ炭等

ご参考:削減系クレジットに対する国際的動向

VCS:  
2020年以降、LDC(後発開発途上国)以外の国の省エネ・再エネクレジットのプロジェクト登録を中止

ゴールドスタンダード:  
2020年以降、高中所得国及び高所得国にある国・地域のプロジェクトは不適格。再エネは、総グリッド容量の3.5%を超える国のプロジェクトは不適格

出典：経産省カーボンクレジットレポート（2022年6月）

[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/carbon\\_credit/pdf/20220627\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/20220627_1.pdf)

# 政府GXリーグのミスリーディング？

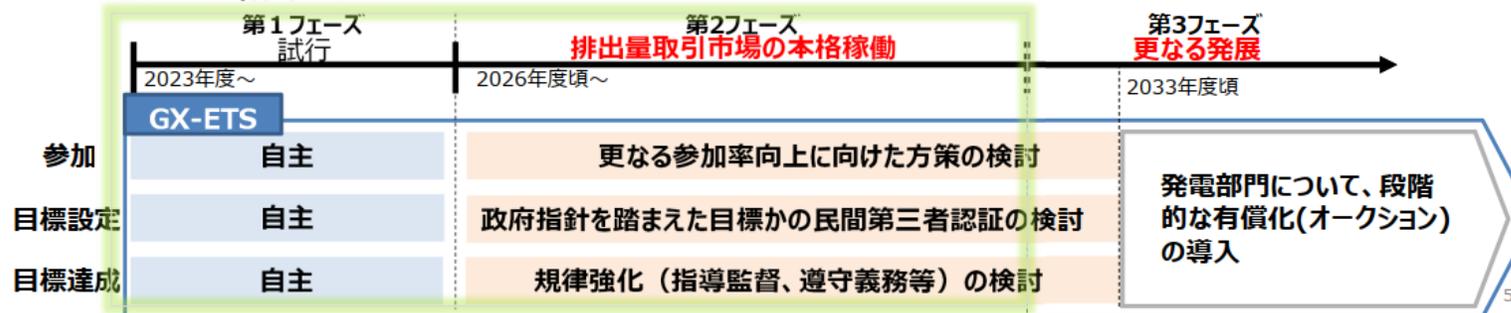
## 排出量取引の制度設計（案）①-1：GX-ETSの段階的発展の方向性

12/14 第11回 産業構造審議会 産業技術環境分科会  
グリーン転換・エネルギー政策推進委員会/総合  
資源エネルギー政策 基本政策分科会 2050年カーボ  
ンニュートラルを踏まえた次世代エネルギー供給構造  
設計委員会 合同委員会 資料提供

### <第1フェーズ（2023年度～） → 第2フェーズ（2026年度頃～）>

- 来年度から開始するGXリーグは、カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、リーダーシップを発揮する企業群が、GXを牽引する枠組み（既に我が国のCO<sub>2</sub>排出量の4割以上を構成する約600社が賛同）。**企業が自主設定・開示する削減目標**達成に向け、**排出量取引（GX-ETS）**を導入し、発展させていく。
- 企業自らが、削減目標・進捗を開示することで、**目標達成へのコミットメントが働く**と考えられる。国としても、規制・支援一体型投資促進策の考え方にも照らし、本枠組の下で成長と排出削減に果敢に取り組む多排出企業に対しては、**GX経済移行債（仮称）**による支援策のあり方を含めた検討が必要ではないか。
- **自主性に重きを置く**中で、制度に係る公平性や実効性を更に高めるべく、**第2フェーズ**では、①**政府指針を策定**した上で、企業が設定した目標が指針に合致しているか等を**民間第三者機関が認証**する仕組みを導入し、目標からの超過削減分を取引対象とするとともに、②**制度濫用者に対する指導監督等の規律強化**を検討してはどうか。
- こうした、**企業毎の状況を踏まえた野心的な削減目標に基づく排出量取引市場の本格稼働**を見据え、**来年度からの試行**においては、国・参画企業が連携し、**必要なデータ収集や知見・ノウハウ蓄積、政府指針の検討**等を行うとともに、本制度に係る各種実務を円滑に進め、中長期に渡り制度を安定的に運営するための**公的主体についても検討**が必要ではないか。

### <GX-ETSの段階的発展のイメージ>



出典：経産省GXリーグにおける排出量取引に関する学識有識者検討会(第3回)資料(2022年12月)

<https://gx-league.go.jp/topic/#mtg03>

# 超過削減枠や適格カーボンクレジットの調達で目標達成？

## 1. プレッジ



- 国内直接・間接排出それぞれについて、2030年度及び中間目標（2025年度）の排出削減目標を設定
- 目標水準は各社が自ら設定（制度のルールとして目標の下限値等は設けない）



## 2. 実績報告



- 国内直接・間接排出の排出量実績を算定・報告
- 排出量の算定結果につき、第三者検証が必要



## 3. 取引実施



- 排出量取引の対象は、国内の直接排出分のみ（いわゆる、スコープ1に相当）。自ら設定した直接排出の目標を達成できなかった場合、超過削減枠や適格カーボン・クレジットの調達又は未達理由を説明
- 他社に売却可能な「超過削減枠」の創出は、目標にかかわらず、NDC水準（※）を超過した分  
※基準年度が2013年の場合、基準年度排出量からの削減率が2023年度27.0%、2024年度29.7%、2025年度32.4%



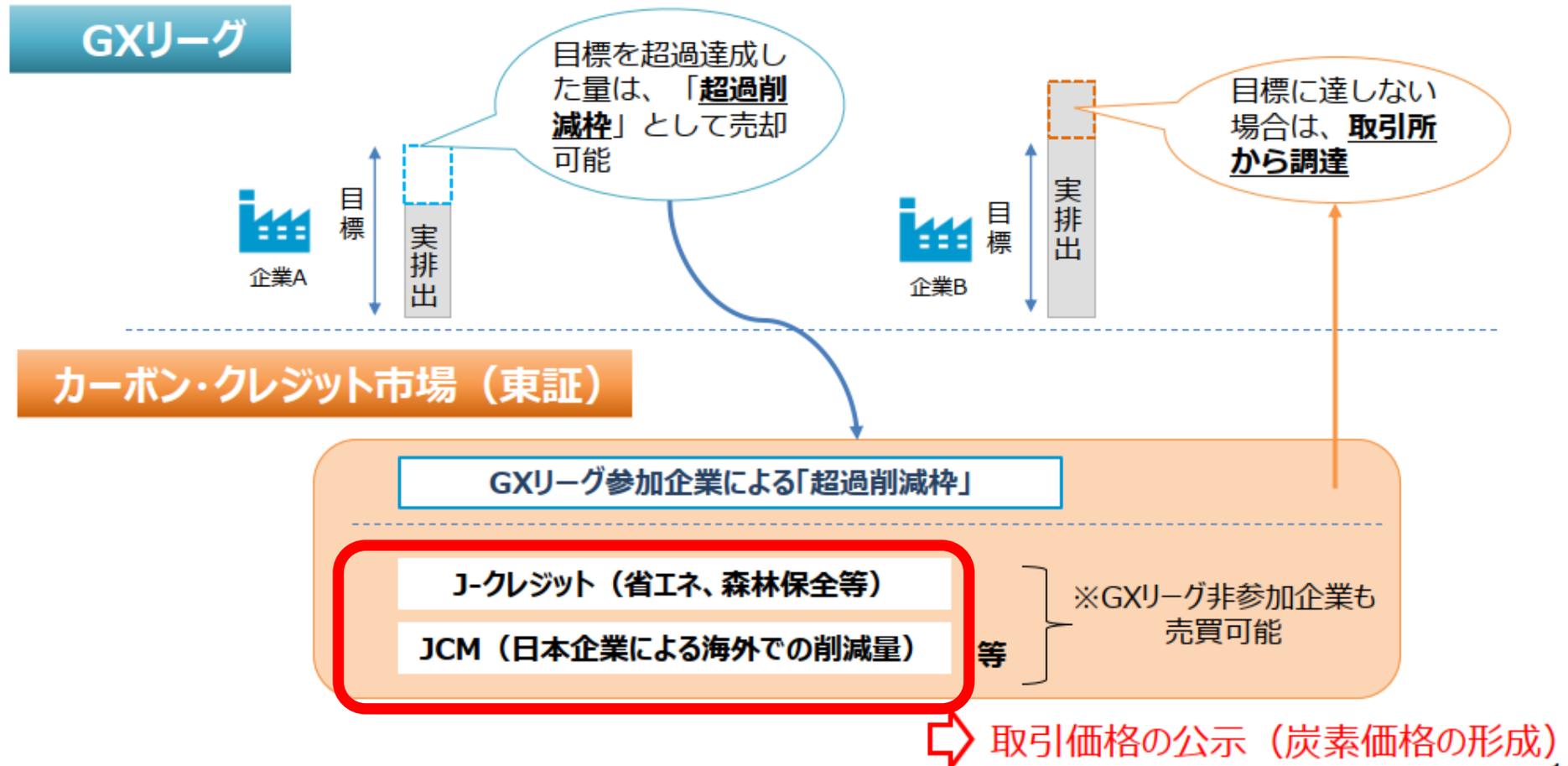
## 4. レビュー



- 目標達成状況及び取引状況は、情報開示プラットフォーム「GXダッシュボード」上で公表  
※具体的な開示の在り方については、今後参画企業との対話を通じて検討。

## GXリーグ（排出量取引）とカーボン・クレジット市場の関係

- GXリーグ参画企業が、自ら掲げる目標達成に向け、他のGXリーグ参画企業による超過削減枠や、一般に流通するカーボン・クレジットの取引を行うための場として、カーボン・クレジット市場を創設。（本年度は、東京証券取引所で実証を実施）



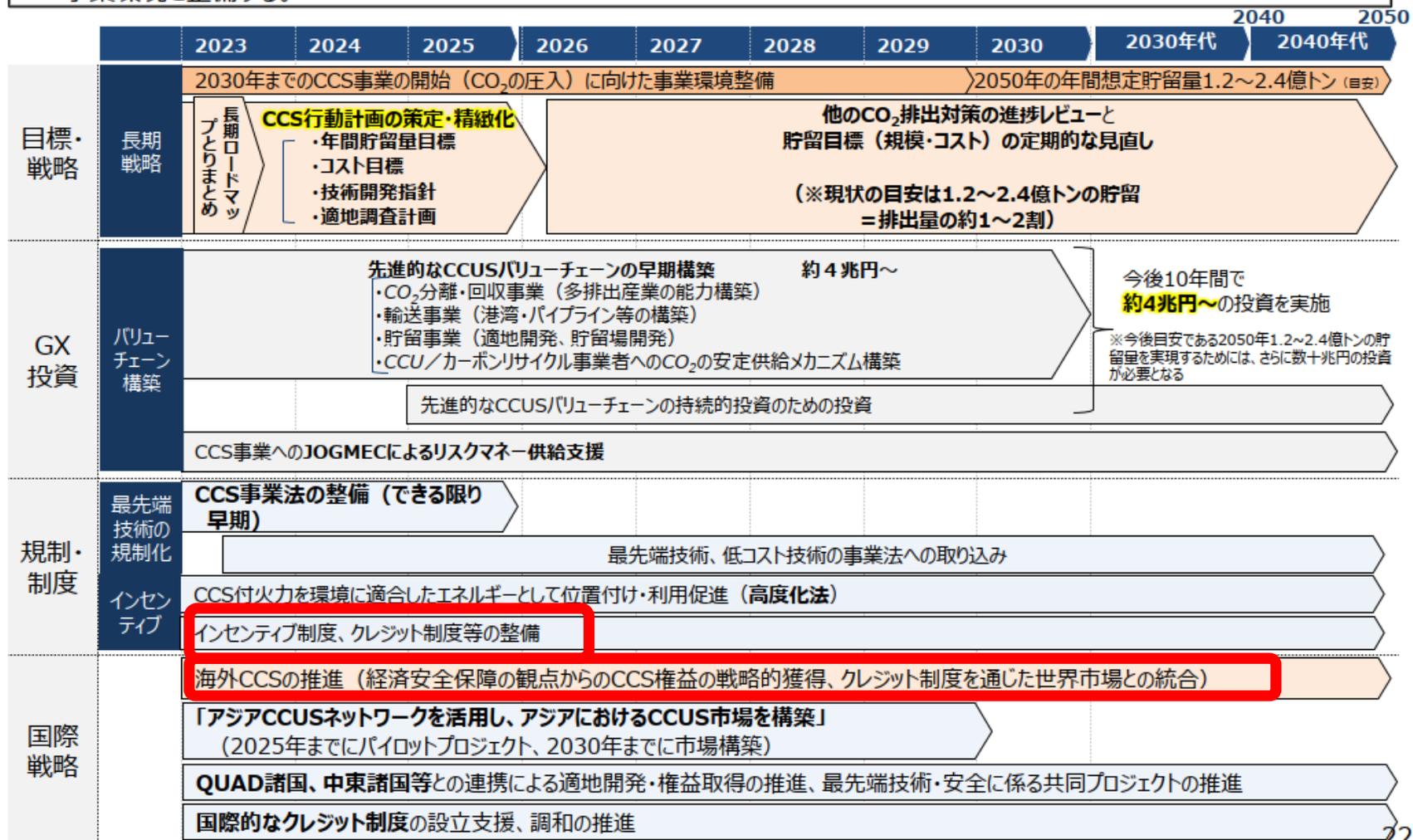
出典：経産省GXリーグにおける排出量取引に関する学識有識者検討会（第1回）資料（2022年6月）

<https://gx-league.go.jp/topic/#mtg03>

# GX 実行会議の資料の中にもクレジット化が入っている

## 【今後の道行き】 事例 20 : CCS

■ 2050年カーボンニュートラルの実現に必要なCCSの年間貯留量の確保に向けて、今後10年で、先進的なCCUSバリューチェーンやアジアにおけるCCUS市場を構築するとともに、できる限り早期にCCS事業法を整備し、2030年までの事業開始に向けた事業環境を整備する。



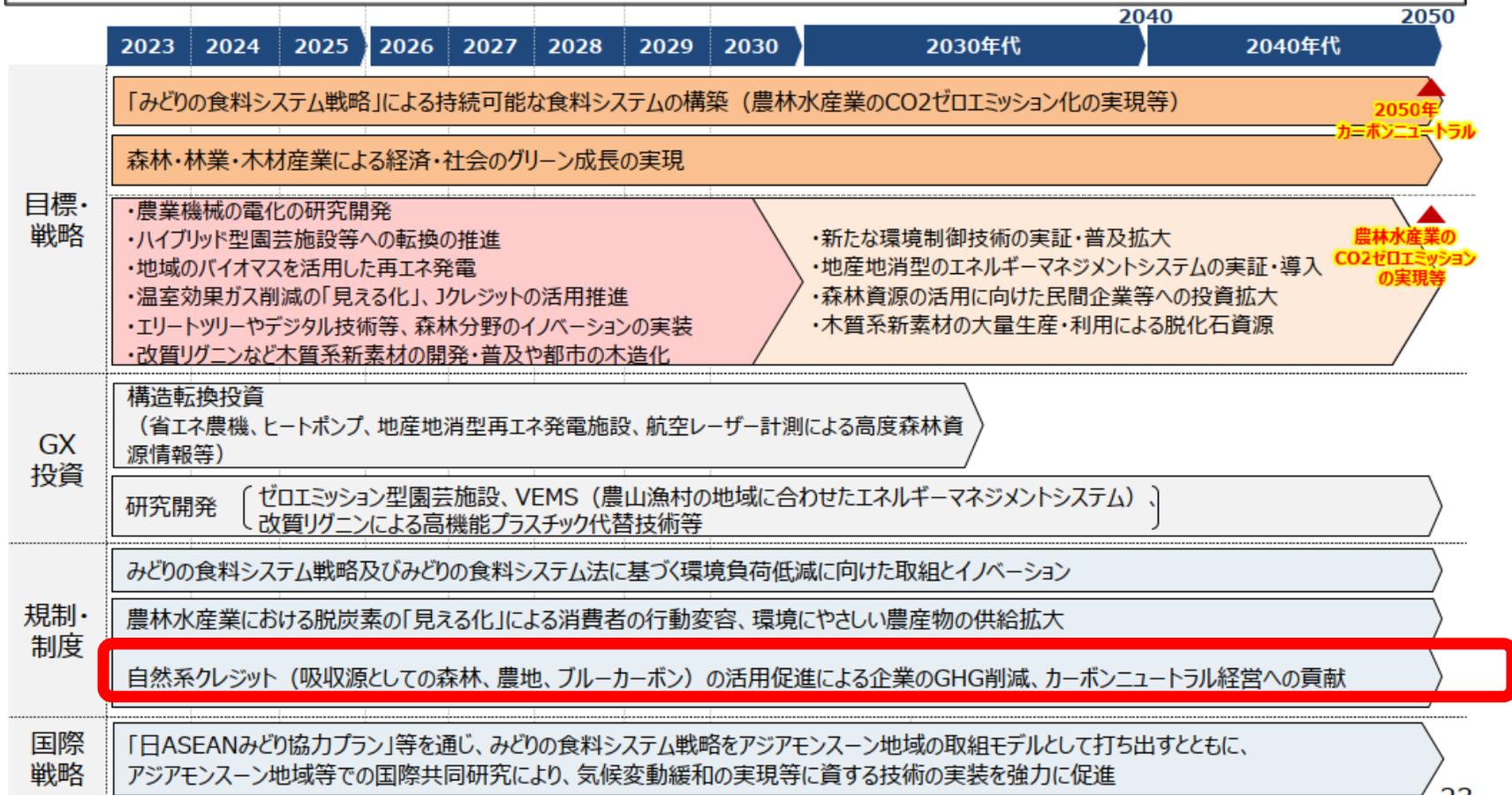
出典：内閣官房 GX 実行会議 (第5回) 資料 (2022年12月)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx\\_jikkou\\_kaigi/dai5/siryoushi.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai5/siryoushi.pdf)

# GX 実行会議の資料の中にもクレジット化が入っている

## 【今後の道行き】 事例 2 1 : 食料・農林水産業

- 「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月策定) 及び「みどりの食料システム戦略法」(令和4年4月成立、7月施行) に基づき、食料・農林水産業分野における脱炭素・環境負荷低減に向けた変革の取組を推進。
- 農林水産業の生産活動の場である森林・農地・藻場等は、温室効果ガスの吸収源として、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて不可欠な役割を担っており、民間投資を呼び込む観点から、関係者の行動変容も含め、それらの機能強化を図る。

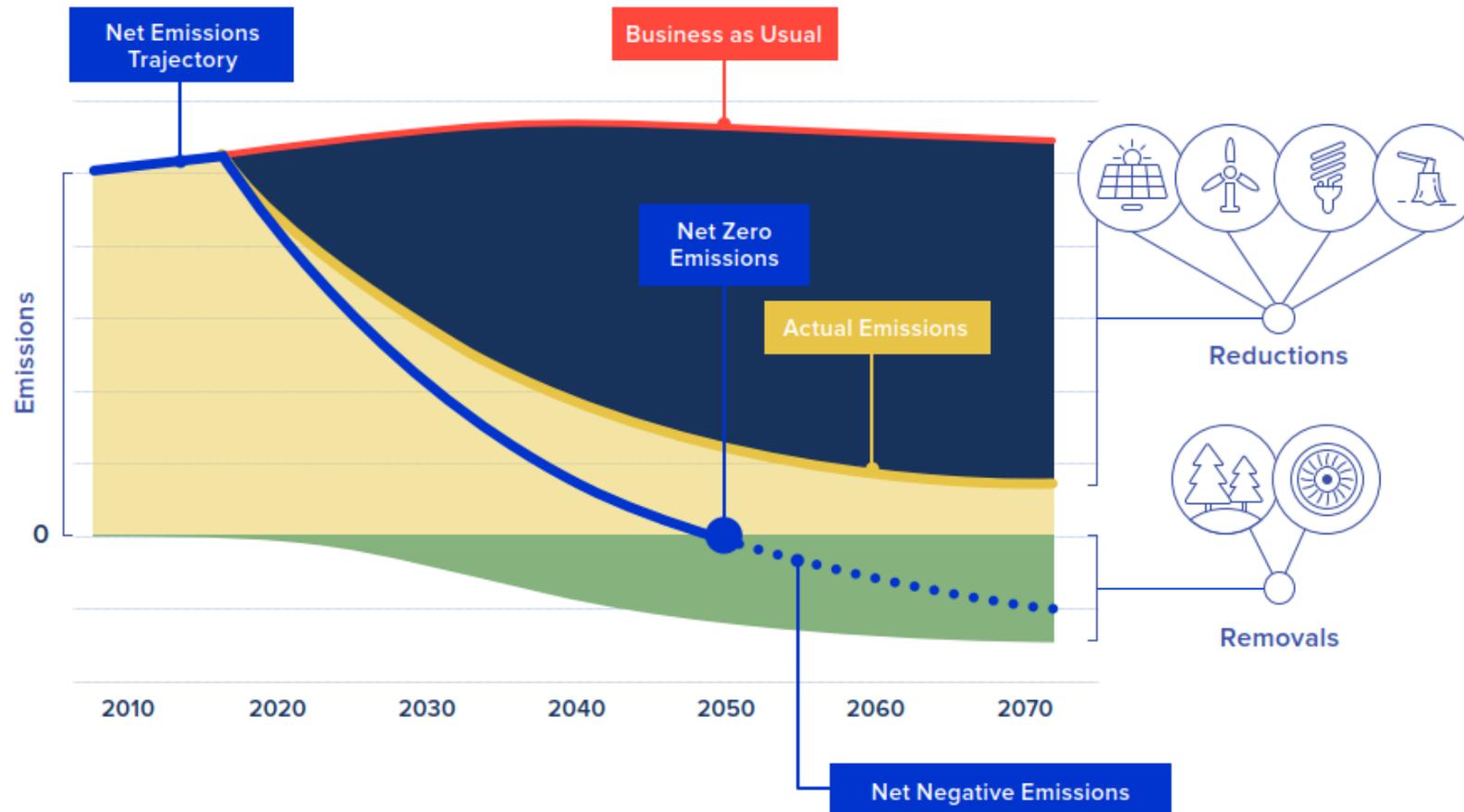


# Carbon Pricing Leadership Coalition

## ネットゼロに向けたトランジション(移行)における除去(クレジット)の役割

**= 長期的なネットゼロに必要な除去への投資と、短期的なクレジットを混同しないこと**

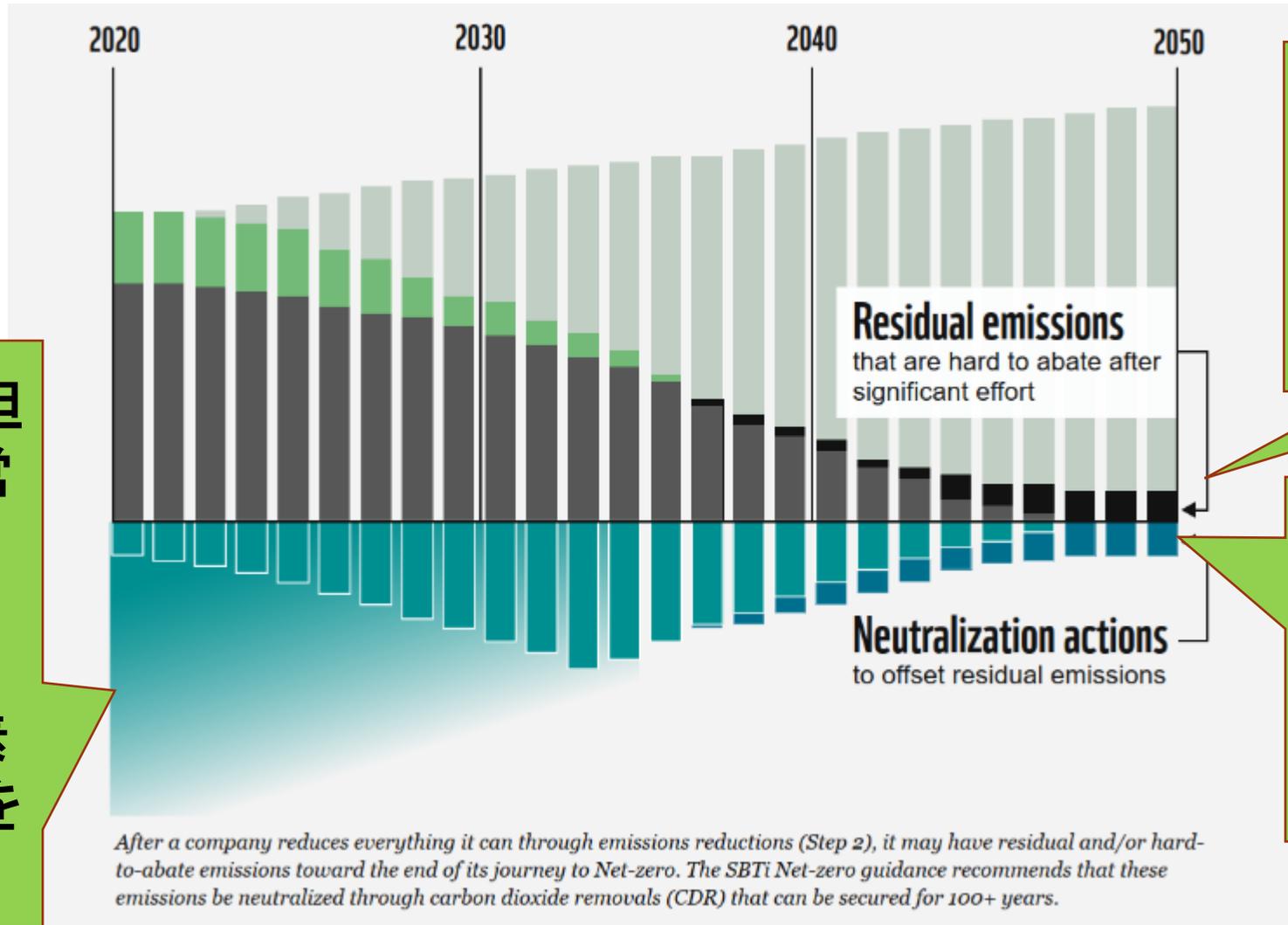
GLOBAL TRANSITION TO NET ZERO AND THE ROLE OF REMOVALS



90%程度まで削減を進める

残り10%程度の排出削減困難な排出源に対して革新的技術(除去)を活用

# SBTiでは、2050年に向かって必要となる除去に対しては、“貢献”の考え方



持続可能性を担保した森林経営やDACs開発などに貢献する（たとえば社内で設定した炭素価格分の投資をする）

2050年に向かって、90%以上までは、自社バリューチェーン内で削減する

残り10%程度の排出削減困難な排出源（残余）に対して除去（革新的技術）を活用

# 参照：ICVCMによる 高品質クレジットの原則が23年Q1に発表予定



## WHAT ARE THE CORE CARBON PRINCIPLES?

The CCPs are designed to establish interlinked, fundamental principles for high-quality carbon credits that create real, additional and verifiable climate impact with high environmental and social integrity.

- |                                     |  |   |
|-------------------------------------|--|---|
| 01. ADDITIONALITY                   | 05. PROGRAM GOVERNANCE   | 08. ROBUST QUANTIFICATION OF EMISSION REDUCTIONS AND REMOVALS |
| 02. MITIGATION ACTIVITY INFORMATION | 06. REGISTRY   | 09. SUSTAINABLE DEVELOPMENT IMPACTS AND SAFEGUARDS            |
| 03. NO DOUBLE COUNTING              | 07. ROBUST INDEPENDENT THIRD-PARTY VALIDATION AND VERIFICATION | 10. TRANSITION TOWARDS NET-ZERO EMISSIONS                     |
| 04. PERMANENCE                      |  |   |

・原則案が公開され、パブコメを経て2023年Q1に発表予定

・クレジット発行プログラムに対する7つの原則、クレジットのタイプに関する4つの原則、その他パリ協定に沿うなど2つの原則の評価フレームワークが公開されている

(2023/1/10現在)

・「カーボンクレジットの品質を評価することは、確たるものではなく、可能性の高低である」

クレジットの質を評価することはかくも難しいということ

# 高品質クレジットを理解するためのポイント

- **二重計上は厳格に防止**されているか(6条4項の相当調整など)
- クレジットに**厳格な追加性**はあるか?(=クレジット収入がなければ、その削減は実施されなかったか?)
- **永続性**が確保されているか、そのクレジットプログラムには十分なリスク回避が組み込まれているか
  - Ex. 森林減少防止REDD+クレジットは、森林火災があればカーボンストックはなくなってしまう  
リスク回避として、生成されたクレジットの相当量がプールされているか
- **環境及び社会的インパクト: 持続可能性のモニタリング**
  - Ex. 例えばプロジェクトが現地の人権や生物多様性を損なわないか、現地の適応やレジリエンスを高めるかなど
  - ネットゼロに導くGHG削減につながるか、技術のロックインになっていないか。  
Ex. 石炭火力発電の効率化技術は、将来的なネットゼロにはつながらず、将来にわたって高排出を続ける技術にクレジット収入を与えることになる
- クレジット発行母体のガバナンス、透明性、第3者認証の有無など
- プロジェクトを実施するホスト国は1.5度目標を目指し、野心的な国別目標をパリ協定下で持っているか

Provisional  
Claims Code  
of Practice

# VCMI(自主的炭素市場十全性イニシアティブ)のクレームコード

- イギリス政府等が中心となって2021年3月に設立され、企業などによるカーボンクレジット活用とクレーム(どう主張宣伝できるか)についてコード(指針)を作成
- 2022年7月7日発表 クレームコード暫定版「Provisional Claims Code of Practice」  
<https://vcmintegrity.org/wp-content/uploads/2022/06/VCMI-Provisional-Claims-Code-of-Practice.pdf>
- ステークホルダーとのコンサルテーションを経て、2023年に最終版を発表予定

## クレームコードの4原則

1. 前提条件を満たす事
2. どういった主張宣伝をするか特定すること
3. 高品質のクレジットを購入すること
4. 使用したカーボンクレジットについて透明性をもって報告すること

# 1. 前提条件を満たす事

1. 2050年までの科学的根拠に基づくネットゼロ達成(Scope1-3)を公約すること
2. 排出削減の中間目標(2025年まで&5年後)をSBTiガイダンス等に従って設定し、公表すること
3. 目標達成のための計画と戦略に関する詳細な情報を示す事(クレジット活用も含む)
4. Scope1-3,GHGプロトコルに準拠したインベントリを維持し、公開すること
5. 企業のアドボカシー活動が、パリ協定の目標に合致していることを公式な声明で発表すること

緩和のヒエラルキーに沿って  
自社の排出を削減することが  
一丁目一番地

開示は不可欠

政府の政策に対して  
物申しているか  
(有効な温暖化対策を推奨しているか、  
反対していないか。  
所属する業界団体はどうか)

## 2. どのクレーム(主張)をするか特定すること

### 1. 企業全体でのネットゼロ約束か

### 2. ブランド、製品、サービスレベルのネットゼロか

- ゴールド

Scope1,2,3の次期削減目標を自社バリューチェーン内の削減努力で削減し、  
残りの排出量を100%高品質クレジットでオフセット

- シルバー

Scope1,2,3の次期削減目標を自社バリューチェーン内の削減努力で削減し、  
残りの排出量を20%高品質クレジットでオフセット

- ブロンズ

Scope1,2の次期削減目標を自社バリューチェーン内の削減努力で削減し、  
Scope3を自社バリューチェーン内の削減及び高品質クレジット(50%まで)購入 & 償却、  
残りの排出量を20%高品質クレジットでオフセット

# 3. 高品質なクレジットを購入すること

1. 信頼されるスタンダードな認定機関との連携
2. 環境十全性の高い品質
  - ・追加性の確保
  - ・第3者認証を得て、算定、報告、検証されたクレジット、
  - ・永続性を確保、リーケージがないこと
3. ジェンダー・人種・民族・収入による差別がないこと、  
労働者の人権、健康、教育などが保全されていること、  
自然資本管理に不可欠な事前説明原則(FPIC)
4. 環境の質の保全と向上への貢献

# 4. 使用したカーボンクレジットについて 開示・報告すること

前提条件を満たし、どのように自社の目標達成にカーボンクレジットを活用したか、公的な企業報告書の中で公開すること

## 報告に含めるべき情報

- ・クレジットの購入した量、ネットゼロ主張のために無効化した量、その償却したクレジットのうち、自社のバリューチェーンの排出量以外に使った量、スコープ3排出量のために使った量
- ・認証機関の名前、プロジェクトやID、管理簿(レジストリ)など
- ・ホスト国
- ・クレジットのビンテージ(古さ)
- ・方法論/プロジェクトタイプ
- ・ホスト国や購入国による相当調整に関与しているか

# ネットゼロ宣言は「質」が問われる時代へ

国連ハイレベル専門家グループから、

非国家アクターによる「**ネットゼロ宣言**の信頼性と透明性に関する提言書」を発表 (2022/11/8)



1. ネットゼロ誓約の公表
2. ネットゼロ目標の設定
3. ボランタリークレジットの使用
4. 移行計画の策定
5. 化石燃料の段階的廃止と  
再生可能エネルギーの拡大
6. ロビイングとアドボカシーの整合
7. 公正な移行における人々と自然
8. 透明性と信頼性の増強
9. 公正な移行への投資
10. 規制への道の加速

③ 政府などに対して、  
自社のみならず業界団体  
を通じても野心的な温暖  
化政策に反対してはなら  
ない

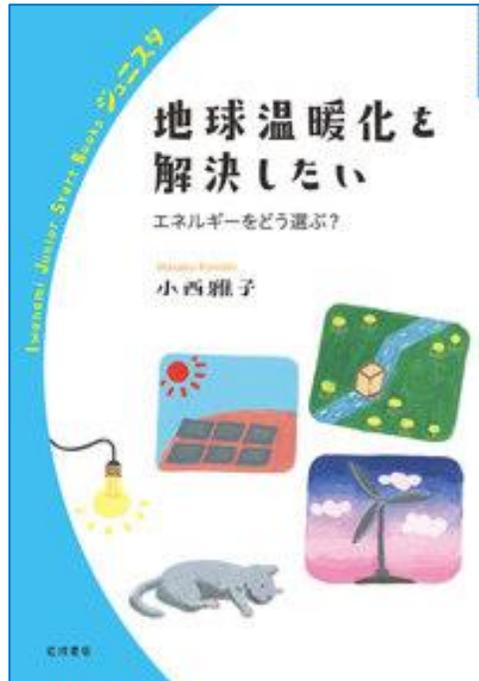
政府などに対して野心的  
な規制の導入を働きかけ  
ること

産業界全体の取り組みの  
底上げをはかる

# 国連のネットゼロ提言書からの重要な指針

- (1) **科学的に1.5度目標に沿った**2030年等の短中期目標のパスウェイを開示しているか＝自社バリューチェーンの排出量を自ら半減する計画を持ち、実施しているか（＝SBTiなど国際スタンダードによる承認が望ましい）
  - (2) クレジット購入するならば、**高品質クレジットか、バリューチェーン外の排出に**充てているか（＝国際的な今後の潮流のポイント）
  - (3) 政府に対するアドボカシー活動を実施しているか、**業界団体の主張と個社の主張に齟齬がないか**
- ★ すべての企業の底上げのために、野心的な政策への支持を表明しているか

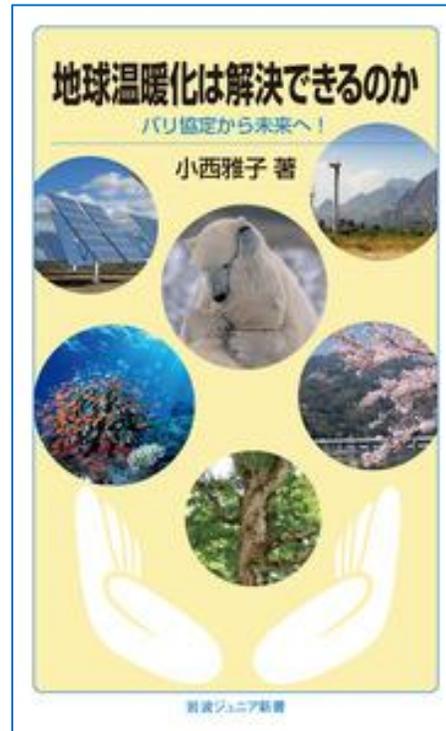
# もっと温暖化について知りたい方に！ 小西雅子著



温暖化対策＝エネルギー選択  
エネルギーを選んで、将来社会を選ぼう！

地球温暖化を解決したい  
岩波ジュニアスタートブックス(2021)

<https://www.iwanami.co.jp/author/a120076.html>



パリ協定をめぐる温暖化の全体像について  
ぱっとわかりたい方へお勧め！

地球温暖化は解決できるのか  
岩波ジュニア新書(2016)



気候変動政策をメディア議題に  
～国際NGOによる広報の戦略～  
ミネルヴァ書房(2022)

<https://www.minervashobo.co.jp/book/b600274.html>

# ご参考：

## 6条の意義 (カーボンプライシングの世界共通ルールの根拠)

### ベネフィット

- 多くの国のNDCには市場メカ活用が入っている
- 各国NDC実施コストを半分以上（2030年に \$250 billion）減らす可能性あり。
- これは主にエネルギー効率改善による。
- 削減できたコストを追加削減に充てるならば、50%（2030年に年間5Gt）多く削減できる可能性

出典：IETA 2019, The Economic Potential of Article 6 of the Paris Agreement and Implementation Challenges

[https://www.ieta.org/resources/International\\_WG/Article6/CLPC\\_A6%20report\\_no%20crops.pdf](https://www.ieta.org/resources/International_WG/Article6/CLPC_A6%20report_no%20crops.pdf)

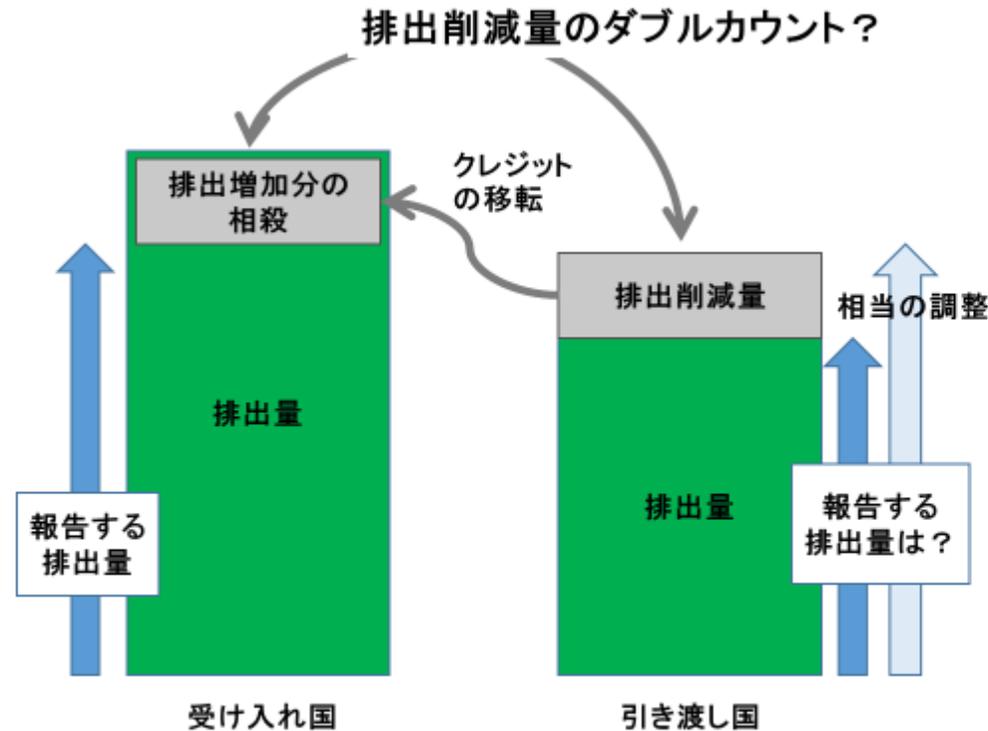
- カーボンマーケット（クレジット取引市場）の活用による国際協力は、追加の公的・民間資金を引き出し、各国の削減の深掘りを刺激しうる。
- 途上国にとってカーボンマーケットにおいてクレジット売買をすることは、より多くの機会を得ることになり、能力向上につながる

# パリ協定 6条 3つの争点



## 争点その1:二重計上(ダブルカウンティング)の回避

二重計上防止のためのルール「**相当調整**(Corresponding adjustment)」



(出典)日本エネルギー経済研究所作成の図をもとにWWFジャパン作成

# 6条の主な争点その1:二重計上の防止

6条4項には明示的には「相当調整」という文言がないことを悪用して、ブラジルが6条4項では二重計上をしていいという主張を展開、むしろ世界の削減に大きな抜け穴

島嶼国をはじめとした途上国や先進国は強く反対  
さまざまな妥協案

「国別目標に含まれない部門からの削減量の場合には相当調整を適用しない」

「削減プロジェクトのホスト国が認証したクレジット以外には相当調整を適用しない」

いずれも大きな抜け穴となる可能性があり、議論は激しく紛糾

結果としてこれらの妥協案は消えて、何とか二重計上を防ぐことを前提とする仕組みが立ち上がった

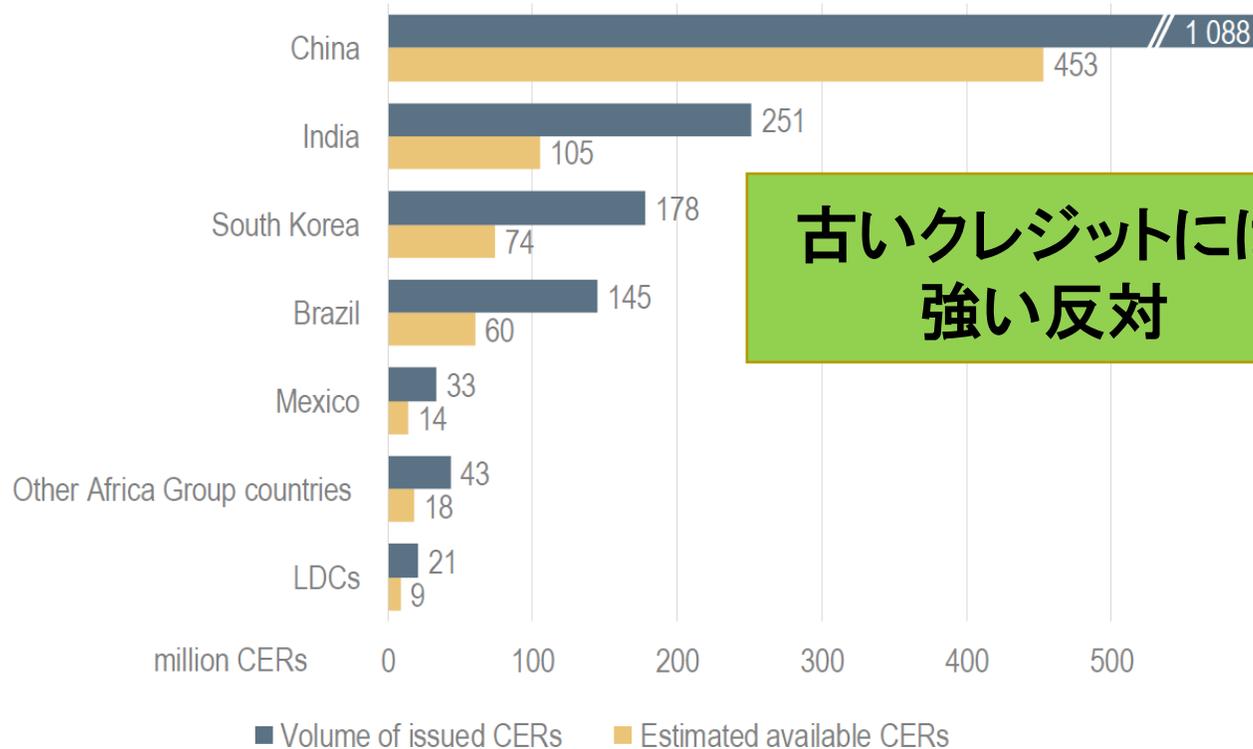


# 争点その2：京都議定書時代のクレジット（ゾンビクレジット）をパリ協定下で使えるようにするか？



## 未使用クレジットを持つ国の順位

Figure 5: Volume of issued CERs and estimated volume of available CERs for the countries analysed as at 31 December 2018



古いクレジットには強い反対

・ブラジル・インド・中国が主張

・持ち越しを許すと、パリ協定の削減目標が事実上減ってしまう

・それ以外の国は強く反対



妥協策で合意

・2013年以降に登録されたゾンビクレジットのみ使えるという妥協策  
 ・研究報告によると2013年以降登録のクレジットは二酸化炭素換算でおおよそ3億3000万トン

・第1回目の国別目標に限り使える条件  
 ・パリ協定への影響をなるべく抑える方向で妥協が図られた

Source: Authors. Data sources: Volume of issued CERs: UNFCCC Secretariat; Estimated available CERs: own calculation through a pro-rata approach (see Annex A).

# 6条の主な争点その3:「利益の一部」を適応に

## Share of Proceeds



クレジット取引の利益の一部を途上国の適応へ回す

- もともと京都議定書時代のCDMクレジットの2%が適応基金の原資に
- 先進国からの不安定な資金援助ではなく、自動的に資金供出される原資として途上国が重視
- 6条4項に適用されることが決まっているが、それを6条2項にも適用したい



### 【決定】

- 6条4項では、引き上げられて5%に！
- 6条2項では見送り、「適応基金への支援を促す」文言のみ

これらの妥協で、6条市場メカニズム合意！  
その他の残されたルールも合意されて、パリ協定完成！

## 6条の主な争点その4（初めての仕組み）



### ➤ グローバル排出量からの全体的な削減 OMGE (Overall mitigation in global emissions)

排出クレジットで排出量を100%相殺するならば、全体的な削減にはならない。そのため排出クレジットのうちいくらか差し引いて相殺に使うことで、グローバルな排出量の削減につなげること。

#### 【決定】

- 6条4項には、2%適用される
- 6条2項では見送り、「NDCや他の国際緩和目的に使われなかったユニット(ITMO)をキャンセルすることが強く奨励される」文言のみ